

# 平成20年度 事業報告

財団法人国際貿易投資研究所  
公正貿易センター

平成20年度のWTOドーハ・ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）交渉では農業、非農産品市場アクセス、ルール交渉について平成20年末の合意を目指して鋭意交渉が進められたが、決着には至らなかった。一方、昨年秋以降急速な世界経済危機の深刻化に伴い、米国、EU、中国、インドなど貿易主要国をはじめ多くの国で国内産業保護のために、輸入関税の引き上げ、産業支援のための補助金、自国産品の優先購入政策、アンチ・ダンピング措置などの保護貿易的措置が広がってきた。このような保護貿易措置に関してWTOでは緊急調査を行い、4月に発表した報告書では、昨年秋以降23ヶ国で85件の貿易措置が導入されたことが判明した。日米欧や中印等、主要20ヶ国・地域の参加するG20サミットでも保護貿易主義に反対し、WTOの活動を支持する共同声明が発表されたこともあり、WTOの役割が益々重要と強く認識された。アンチ・ダンピング調査件数はこのところ減少傾向にあったが、世界経済が急減速した2008年後半から一転増加に転じた。特にインド、ブラジル、アルゼンチン、中国などでの増加が目立った。WTOルール分野の重要項目であるアンチ・ダンピング協定の改定については、我が国政府はアンチ・ダンピング措置発動の規律強化を求める加盟国の「ADフレンズ・グループ」のリーダーとして交渉してきた。公正貿易センターでは、具体的な改定条文案が我が国の企業にもたらす影響や貿易救済措置を発動する場合の立場も考慮しながら、研究会を開催して産業界実務経験者を交えて意見交換を行い、我が国の交渉に資するよう努めた。

WTOの紛争解決手続きは、1995年WTO発足以来390件以上の紛争案件の解決に寄与してきた。公正貿易センターではパネル研究会において、直近の個別案件のパネルおよび上級委員会報告と勧告について分析・検討を行った。

知的財産権保護については、途上国、とりわけ中国における模倣品、偽ブランド品などの取り締まり態勢には依然問題が多く、我が国企業にとっては極めて重要な問題である。公正貿易センターでは、中国のキャラクター商品の侵害対策、インドにおける医薬品の知的財産権保護、途上国への技術移転に関する検討、ウクライナの知的財産権執行法制のTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）整合性調査を実施し、TRIPS協定に基づくWTO提訴なども視野に入れながら、TRIPS研究会において分析・検討を行った。

途上国のWTO協定実務遂行能力の向上等を図る為、公正貿易センターは途上国からの政府職員を対象としたWTO関連の研修プログラムをJICA（国際協力機構）から受託して4コース実施した。また昨年12月にはベトナム現地でフォローアップ研修としてワークショップを実施した。JICAから高い評価を受け、研修プログラムの拡充と実施に関して協力要請を受けている。

WTO を補完するものとして、我が国も二国間および地域との経済連携協定（EPA）の交渉を行ってきた。すでに、11 ヶ国・地域と締結し、5 ヶ国・地域と交渉中である。東アジア経済共同体構想の進展についても注目してきた。

競争法の分野では、欧米において競争法の運用が強化され、我が国企業への影響が懸念された。我が国では 2005 年 1 月から課徴金の引き上げ、減免制度（リーニエンシー）の導入など独占禁止法改正が発効し、企業活動への影響が注視された。欧米における動向、また昨年 8 月から施行された中国独占禁止法についてもセミナー等で適宜情報提供を行った。

上記を踏まえ、平成 20 年度に実施した事業内容は以下の通りである。

## I. 調査研究事業

わが国の主要貿易、投資相手国による不公正な貿易慣行、法制、政策及び WTO 紛争解決手続等に関して学界、産業界、法曹界等の有識者を委員に委託し、経済産業省をはじめ関係者の協力を得て以下の研究会、委員会等を組織し、調査研究を行なうとともに事務局にて各種通商問題の情報収集とその取り纏めを行なった。

### (1) WTO パネル・上級委員会報告研究会

本委員会は 18 年間継続して、WTO パネル・上級委員会に付託された加盟国間の通商に関わる紛争につき研究を行ってきた。平成 20 年度は 2007 年から 2008 年にかけて WTO 紛争解決機関で採択されたパネル報告及び上級委員会報告を中心にその分析・評価を行ない調査報告書を作成した。

委員 12 名 研究会開催 5 回

### (2) 知的財産権の貿易関連側面に関する協定 (TRIPS 協定) に関する研究【特許庁請負事業】

各国の知的財産関連法令が WTO の TRIPS 協定に整合しているかどうか等について分析調査を行ない、TRIPS 協定が直面する課題の検討、TRIPS 協定の見直し、加盟国法令レビューなどの調査・研究を行った。

委員長 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 相澤英孝 教授

委員 16 名 研究会開催 5 回

### (3) アンチ・ダンピング協定改定問題研究会／実務者グループ会合【競輪補助事業】

WTO ドーハ・ラウンド交渉におけるアンチ・ダンピング協定改定の取り扱い状況の把握とわが国の対応策、アンチ・ダンピング措置発動状況と問題点、企業の受けている影響と対応策につき産業界実務経験者による研究会で分析及び検討を行った。

座長 東京大学大学院総合文化研究科 小寺 彰 教授

委員 10 名 研究会開催 3 回

(4) 通商政策検討委員会【競輪補助事業】

WTO ドーハ・ラウンド交渉をはじめ我が国の通商政策の今後の課題と展望について有識者との意見交換を通して検討した。

座長 KM インターナショナル・アソシエイツ 松本 健 代表取締役

委員 3 名 委員会開催 3 回

(5) 我が国貿易救済措置の整備に関する研究会【競輪補助事業】

我が国においてはアンチ・ダンピング措置等の貿易救済措置の調査やその発動の件数が極めて限られていることから、関連の法令・ガイドライン又は運用が必ずしも整備されているとは言えない。本研究会では、問題があると思われるいくつかの点について、学識経験者による検討を行い、調査当局の今後の指針を提供した。

座長 上智大学法学部 川瀬剛志 教授

委員 8 名 研究会開催 4 回

(6) 投資協定の仲裁に関する研究【競輪補助事業】

海外における投資活動の活発化に伴い、数多く発生してきている投資を巡る紛争の代表的な紛争処理手段である投資協定の仲裁に関し、事例の分析等により、今後の我が国の投資協定交渉及び既存協定の活用の一助とし、我が国企業の投資活動の円滑化に資するべく分析・検討を行った。

座長 東京大学大学院総合文化研究科 小寺 彰 教授

委員 8 名 研究会開催 4 回

(7) 主要貿易相手国における不公正貿易政策の研究

産業構造審議会 WTO 部会不公正貿易政策・措置小委員会では、米国、EU、中国、韓国、台湾、ASEAN 等、我が国の主要貿易相手国の不公正な貿易政策や措置の撤廃、改善を促す為に、当該国の政策・措置を、WTO ルールとの整合性の観点から分析した。公正貿易センターでは松本研究主幹が委員として参画するとともに、委員会の運営に協力した。その成果は、経済産業省から『不公正貿易報告書 2009 年版』として一般に公表された。

(8) 法律問題調査【競輪補助事業】

通商問題に関連した米国議会・行政府・業界団体の動向、EU の貿易ルールに関する情報収集・分析、投資を含む国際経済ルールに関する調査を内外の調査機関に委託した。米国・EU・WTO において特に日本に影響を与える貿易制限措置や通商関係の問題について、欧米の通商法専門の法律事務所に調査を委託した。いずれも詳細な報告・助言を得た。

## II. 情報及び資料の収集提供事業

(1) 主要国の特殊関税制度及びその他の通商法の制度と運用に関する情報、資料の収集整備と提供（資料や文献の多くのは競輪の補助金により入手した。）

① 次の資料をインターネット等により定期的に入手した。

米国	・官報 (Federal Register)
EU	・官報 (Official Journal EC)
Canada	・官報 (Canada Gazette)
Australia	・Australian Customs Notices
中国	・商務部官報
イン	・商工省官報、財務省官報

② 主要国の通商法規及び WTO に関する文献、論文等を収集、整備した。

③ 主要国の通商法の運用につき、関係官庁、内外の学者、弁護士、会員企業、団体と活発に情報及び資料の交換を行なった。その活動を通じて内外の情報ネットワークの一層の整備に努めた。

④ インターネットの積極的活用を図り、ホームページ、電子メールによるタイムリーな情報の提供を目指し、当センターの活動内容・成果の発信、セミナーの案内、海外の通商関連情報の発信・提供等に努めた。

### (2) 海外調査の実施

平成 20 年度は下記の海外調査を行なった。

① 出張者：当センター 岩本所長【競輪補助事業】

出張先：ASEAN（シンガポール、バンコク、クアラルンプール、ジャカルタ）

期間：平成 20 年 4 月 22 日～5 月 1 日

目的：ASEAN 主要 4 ヶ国の通商関連情報の収集

② 出張者：松下満雄東京大学名誉教授、当センター 岩本所長【貿易研修センター支援プロジェクト】

出張先：中国（上海）

期間：平成 20 年 5 月 9 日～5 月 12 日

目的：Asian WTO Research Network 会議に出席

③ 出張者：当センター 岩本所長【バルセロナ大学主催国際会議】

出張先：スペイン（バルセロナ）

期間：平成 20 年 5 月 26 日～6 月 3 日

目的：バルセロナ大学主催 WTO 関連国際会議に招聘され参加

- ④出張者：当センター 岩本所長、 松本研究主幹【競輪補助事業】  
出張先：ベトナム（ハノイ）  
期間： 平成20年7月8日～7月12日  
目的： ベトナムの通商政策に関する現地調査
- ⑤出張者：松下満雄東京大学名誉教授、当センター 松本研究主幹【JICA 事業】  
出張先：ベトナム（ハノイ）  
期間： 平成20年12月9日～12月13日  
目的： JICA 研修の現地でのフォローアップ研修

### III. 啓発普及活動

#### (1) セミナーの開催

##### ① 競輪補助事業

- ・米国、欧州関係で、  
「EU、米国の競争法執行に関する最近の動向」のテーマで1回
- ・日本、アジア関連で、  
「日本の独占禁止法改正動向」「中国・独占禁止法施行後の最新動向」  
のテーマで2回

##### ② 貿易研修センター委託事業

- ・米国、欧州関係で、  
「米国通商法運用に関する最近の動向」「世界的金融危機と今後の米国通商政策」  
「EU 競争法の最近の動向」「EU 化学物質規制“REACH” 規則運用の最新事情」  
のテーマで4回
- ・日本、中国、インド関連で、  
「日本の独占禁止法改正動向、中国の独占禁止法解説、最近の競争法の国際的  
動向と域外適用」「米国人弁護士による中国独占禁止法の分析」  
「インド特許法の運用に関する最近の動向」「インドにおけるビジネスに関する  
日本企業の留意点」  
のテーマで4回
- ・その他で、  
「WTO 紛争解決制度と国際商事・投資仲裁」のテーマで1回

##### ③ 法律事務所との共催

<Clifford Chance 法律事務所>

「製造物責任に関する EU 最新事情」のテーマで1回

<Latham&Watkins 法律事務所>

「EU のカルテル執行に関する最新動向」のテーマで1回

以上、合計 14 回のセミナーを開催した。

(2) 「対日アンチ・ダンピング情報」の発行

WTO で認められている貿易救済制度として最も利用されているアンチ・ダンピング制度に関し、米国、EU、カナダ、オーストラリア、中国の官報並びに経済産業省の情報等により当センターが把握した、全世界各国の日本製品へのアンチ・ダンピング調査・措置情報を取り纏めた「対日アンチ・ダンピング情報」を毎月発行し、会員に提供した。

(3) WTO 関連研修の実施

\* JICA（国際協力事業機構）から、WTO キャパシティ・ビルディング協力の一環として、途上国行政官を対象とする研修事業を以下のように受託し実施した。

①研修名：APEC 地域国際貿易のための実践的アプローチ

期間：平成 20 年 11 月 17 日～11 月 28 日

対象国：インドネシア、タイ、ベトナム、ペルー、ラオス、マレーシア（からの行政官 7 名）

②研修名：WTO 協定・紛争解決了解の運用

期間：平成 21 年 1 月 27 日～2 月 6 日

対象国：中国、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、シリア、  
サウジアラビア、ウズベキスタン（からの行政官 11 名）

③研修名：中南米地域 WTO 協定の履行支援

期間：平成 21 年 2 月 17 日～2 月 27 日

対象国：コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、  
メキシコ、ニカラグア、ペルー、ガテマラ（からの行政官 10 名）

④研修名：WTO 協定と貿易救済措置

期間：平成 21 年 3 月 17 日～3 月 27 日

対象国：イラク（からの行政官 8 名）

\* 台湾の台北駐日経済文化代表処から、台湾行政官を対象とする研修を受託し、以下のように実施した。

研修名：日本の対外投資政策

期間：平成 20 年 9 月 24 日～10 月 2 日

対象者：台湾の行政官 3 名

#### IV. 相談・助言事業

対日アンチ・ダンピング調査案件及び措置等について会員企業、団体等にその対応策について助言した。この他、産業界のみならず学界、法曹界、マスコミ等からのアンチ・ダンピング問題、通商問題に関する問い合わせ及び情報・資料提供要請に対して適宜対応した。

各国の法令、アンチ・ダンピング手続への対応、個別製品の現行アンチ・ダンピング措置状況、法律事務所の情報、主要貿易相手国の官報、当センター報告書、内外の文献等に対する問い合わせに応じた。中国の WTO 加盟に伴う法令の変更や中国との貿易、投資、知的財産権に関する案件が急速に増加した為、関連する制度・運用に関する問い合わせ、相談が前年度に引き続き多かった。また日本のアンチ・ダンピング調査手続に関する問い合わせにも適宜対応した。